

営業等欄の記入方法

記入例

営業等	営業等(※)の所得がある場合は所得の種類・経費計算後の所得金額を記載してください また、前年以前からの純損失の繰越控除額がある場合は繰越純損失額を記載してください ※営業・農業・不動産・配当・山林・雑所得・一時所得・その他課税所得等	(営業等) 所得 2,000,000 円 (不動産) 所得 1,000,000 円 (雑) 所得 300,000 円 繰越純損失額 500,000 円
-----	--	--

() の中に該当する所得を記入のうえ、所得の下にその所得額を記入してください。また、**確定申告書の控えのコピー等を申告書と併せて提出していただいた場合、住所・氏名・連絡先欄以外の記載事項を省略することができます。**なお、記入していただく所得の詳細については、次の表のとおりです。

※ 該当する所得がなければ、記入の必要はありません。

※ 雑所得には年金によるものは含まれません。別途、年金欄に年金収入を記入してください。

所得の用語の説明

営業等所得	卸売業・小売業・飲食業・製造業・建設業・金融業・運輸業・修理業・サービス業等の営業から生ずる所得の他、医師・弁護士・作家・俳優・外交員・大工等の自由職業や漁業等の事業から生ずる所得です。
農業所得	農作物の生産・果樹等の栽培、農家が兼営する家畜の育成等の事業から生ずる所得です。
不動産所得	地代・家賃・アパート・貸室等の不動産及び不動産の上に存する権利等から生ずる所得です。
配当所得	株式配当・出資配当・剰余金の分配等に係る所得です。所得の対象が源泉徴収されている場合で、確定申告をしていない場合においては記入は不要です。 株式の配当金の場合、配当所得か分離課税か選択できる場合があります。どちらの欄に記載するかは以下のリンク先のフローを参照してください。 国税庁ホームページ No.1331 上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1331.htm
利子所得	預貯金および公社債の利子ならびに合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。源泉徴収している場合は記入する必要はありません。
雑所得 (年金以外)	原稿料・印税・講演料・放送謝金・各種生命保険による個人年金等を年金として受領した場合による所得です。 <u>公的年金に係る雑所得は含まれません。</u>
一時所得	賞金、懸賞金、競輪・競馬の払戻金、生命保険の満期・解約等に係る所得です。生命保険契約による年金を一括で受け取った場合一時所得となります。
総合譲渡所得	ゴルフ会員権や船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得です。
山林所得	山林を伐採して譲渡又は立木のままで譲渡することによって生ずる所得です。
先物所得	一定の先物取引の差金等決済をした場合には、その先物取引に係る事業所得、譲渡所得および雑所得。なお、確定申告等において、その他欄の先物取引「本年度分の〇から差し引く繰越損失額」の欄の数字が計上されている場合はその金額を所得から控除した金額を記入してください。
繰越純損失額	確定申告において、青色申告者が事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)。

※ 記入にあたっては上記所得名を記入してください。記載を要する所得が4項目以上である場合は、申告書のコピーを申請書に併せて提出いただくか、用紙をコピーしていただいたものに続きの項目を記入してください。